



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)8月15日

第1898号

火曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

- 規則
 - 52 彦根市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 1
- 訓令
 - 14 彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程の一部を改正する訓令 1
- 告示
 - 199 彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱 2
 - 200 地縁団体の認可 9
 - 201 彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱の一部改正 9
- 公告
 - 彦根市農用地利用集積計画公告 16
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 16
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 16
- 水道事業告示
 - 16 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 16

規則

彦根市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月25日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第52号

彦根市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市火災予防条例施行規則(昭和37年彦根市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表第23条第4項の項中「第23条第4項」を「第23条第3項第2号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

彦根市訓令第14号

彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程の一部を改正する訓令

彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程(平成10年彦根市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表8の項および9の項中「前年の12月1日」を「11月1日」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 10 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

業 者 番 号

所 在 地

商号または
名 称

代表者職名

代表者氏名

(押印不要)

入札参加業種

工事		物品	
コンサル		その他委託	
※該当する業種に必ず〇印をすること。			

彦根市建設工事等入札参加資格者登録資格承継承認申請書

下記のとおり資格を承継したいので申請します。

記

承継資格	旧資格保持者	新資格保持者	承継年月日
彦根市が発注する建設工事等および物品供給等についての契約に係る入札参加資格登録に必要な資格			

※押印は不要です。
※彦根市ホームページに記載の提出書類を添付してください。

付 則

この訓令は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。

告 示

彦根市告示第 199 号

彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 7 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、彦根市立中学校に在籍する生徒が生涯にわたって心身の調和のとれた人格形成を図ることを目的に、休日(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)に実施する地域スポーツ・文化活動(以下「休日地域スポーツ・文化活動」という。)を主催する団体に対し彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、休日地域スポーツ・文化活動を主催する団体のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 青少年の健全育成を目的とする団体であること。
- (2) 市内で活動することができる団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体としないものとする。

- (1) 政治的または宗教的活動を主たる目的とする団体
- (2) 公序良俗に反する活動を行う団体
- (3) その他市長が適当でないとする団体

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象団体が彦根市立中学校に在籍する生徒を対象として主催する休日地域スポーツ・文化活動とする。

2 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 指導者等の謝金
- (2) 指導者等の交通費
- (3) 施設等の賃借料
- (4) 生徒、指導者等の保険料
- (5) その他市長が休日地域スポーツ・文化活動に要する経費として必要と認めるもの

2 前項第1号から第4号までに規定する経費は、市長が必要と認めるものに限る。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付申請書(別記様式第1号)に事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更申請等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、当該交付決定に係る補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更(軽微なものを除く。)を行おうとするとき、または当該補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金(変更・中止・廃止)申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(実績報告)

第7条 補助団体は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金実績報告書(別記様式第4号)に活動報告書、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金確定通知書(別記様式第5号)により補助団体に通知するものとする。

(交付請求)

第 9 条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付請求書(別記様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第 10 条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

2 概算払を受けようとする補助団体は、第 5 条の規定による通知を受けた後、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金概算払交付申請書(別記様式第 7 号)に理由を付して市長に提出しなければならない。

(概算払の額の確定)

第 11 条 市長は、前条第 2 項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき時期および補助金の額を確定し、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金概算払確定通知書(別記様式第 8 号)により補助団体に通知するものとする。

(概算払の交付)

第 12 条 前条の通知を受けた補助団体は、概算払を受けようとするときは、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金概算払交付請求書(別記様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他の不正の行為により交付金の交付決定を受け、または受けようとしたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された団体は、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和 5 年 7 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別 記

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者
住 所
団 体 名
代表者名

彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付申請書

年度の彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金の交付を受けたいので、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
(3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金については、次のとおり交付することに決定したので、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 その他

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)を行おうとするとき、または当該補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金(変更・中止・廃止)申請書(別記様式第3号)を市長に提出してください。
- (2) 補助事業の完了後は、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金実績報告書(別記様式第4号)に活動報告書、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出してください。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金(変更・中止・廃止)申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金については、次の理由によりその内容を(変更・中止・廃止)しますので、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 理由

2 (変更・中止・廃止)後の補助金交付申請額 金 円

3 関係書類

内容の(変更・中止・廃止)を確認するために必要な書類

様式第 4 号(第 7 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者
住 所
団 体 名
代表者名

彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金について、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

関係書類

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 1のうち補助金の既交付額(概算払の金額) 金 円

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者
住 所
団 体 名
代表者名

彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定の通知があった 年度彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金を、下記のとおり交付されるよう彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受入済額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |

銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	預金種別： 普通・当座
口座番号：		
フリガナ：		
口座名義人：		

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者
住 所
団 体 名
代表者名

彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金概算払交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金について、下記のとおり概算払で交付されるよう、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付時期 | 月 | |
| 4 | 理由 | | |

様式第 8 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金概算払確定通知書

年 月 日付けで概算払の交付申請のあった 年度彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金については、下記のとおり概算払の額を確定したので、彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金概算払確定額 金 円
- 2 交付時期 月

様式第 9 号(第 12 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者

住 所
団 体 名
代 表 者 名

彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金概算払交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定の通知があった 年度彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金を、下記のとおり概算払で交付されるよう彦根市中学生地域スポーツ・文化活動補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 既受入済額 金 円
- 3 今回請求額 金 円

銀行 信用金庫 農協	本 店 支 店 出張所	預金種別： 普通・当座
口座番号：		
フリガナ：		
口座名義人：		

彦根市告示第200号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年7月20日

彦根市長 和田裕行

記

1 名称

田附町美浜自治会

2 規約に定める目的

本会は会員相互の親睦を図ると共に、住み良い地域づくりと、住民福祉の向上を図ることを目的とする。

3 区域

彦根市田附町2022番地から2034番地までおよび2056番地

4 主たる事務所

彦根市田附町2056番地

5 代表者の氏名および住所

- (1) 氏名 北村 耕一
- (2) 住所 (略)

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員が欠けたこと。

9 認可年月日

令和5年7月20日

彦根市告示第201号

彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱の一部を改正する告示

彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱(平成26年彦根市告示第99号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「民生委員」を「民生委員・児童委員」に改める。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記

様式第1号(第6条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿			
登録年月日	年 月 日	登録 No.	
廃止年月日	年 月 日	廃止理由	

年 月 日

彦根市長 様

彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書

私は、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿への登録を申請します。

ふりがな		性別	男 ・ 女
氏名		電話番号	
		携帯電話番号	
生年月日	年 月 日生 (歳)	F A X 番号	
郵便番号	〒	地区	
住所	彦根市	(小学校区)	
1	あなたが該当する項目の番号に○印をしてください。 (7)の場合は、その状態も記入してください。 ※この項目は情報提供しません。	(1) 満75歳以上の独居生活または満75歳以上の者のみの世帯 (2) 要介護 3 ・ 4 ・ 5 の認定を受けている者 (3) 身体障害者手帳 1級 ・ 2級 を有する者 (4) 療育手帳 A1 ・ A2 を有する者 (5) 精神障害者保健福祉手帳 1級 ・ 2級 を有する者 (6) 難病患者 (7) (1)～(6)に準じる状態にあり、災害時に避難支援等が必要である者 (状態は、)	
2	あなたの身体等の状況に当てはまるもの全てに○印をしてください。	(1) 寝たきり (2) 手が不自由 (3) 足が不自由 (4) 目が不自由 (5) 耳が不自由 (6) 医療機器等の携帯が必要 (7) 常時薬の所持を要する (8) その他 () (9) 健康	
3	あなたが受けてたい支援等の番号に○印をしてください。	(1) 安否確認のみでよい。(避難等の災害情報の伝達を含む。) (2) 避難場所まで付き添ってほしい。 ・車椅子が(必要 ・ 不要) ・車椅子の所有(有 ・ 無) (3) 移動が困難なので、車などで避難場所まで搬送してほしい。 ・車椅子が(必要 ・ 不要) ・車椅子の所有(有 ・ 無) (4) その他 () (5) 支援の必要はない。	
4	家族構成・同居状況等(本人を含む。)	人	
5	上記の1～4の事項以外に避難支援等で特に気を付けて欲しい事項を記入してください。		

6	家族または親族の緊急時の連絡先	ふりがな氏名	あなたとの関係	住所	電話番号(携帯電話番号)
7	避難等を手助けいただく地域協力者の連絡先 ※介護事業所等のサービス等を利用されている場合はご記入ください。	ふりがな氏名	あなたとの関係	住所	電話番号(携帯電話番号)
		介護事業所等	担当者	住所(事業所)	電話番号(事業所)
8	民生委員・児童委員	氏名		住所	電話番号(携帯電話番号)
9	自主防災組織名			10	自治会名
11	避難する場所を記入してください。	【避難場所等の名称】			

居宅から避難場所までの経路図

居宅から避難場所までの経路を記入してください。(記入できない場合はそのまま提出してください。)

様式第 2 号(第 6 条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書

年 月 日

彦根市長 様

申請者の住所	
申請者の氏名	

地域協力者の住所・氏名	
地域協力者の住所・氏名	
地域協力者の住所・氏名	
地域協力者の住所・氏名	

※地域協力者の欄は地域協力者本人が署名してください。
また、地域協力者として登録される全ての方の記載をお願いします。

申請者および地域協力者は、彦根市災害時避難行動要支援者の登録に当たり、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、下記のことにご同意します。

記

1	申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿」に登録され、市関係課(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・危機管理課・警防課)において情報共有されること。
2	申請書の1の項目を除き、申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票」として、地域協力者、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織代表者および自治会長(町内会長)に提供されること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票

(災害時避難行動要支援者登録者)

ふりがな 登録者の氏名			性別	男・女	
			電話番号		
			携帯電話番号		
生年月日	年 月 日 (歳)		FAX番号		
郵便番号	〒		地区		
住所	彦根市		(小学校区)		
1	身体等の状況				
2	受けたい支援等				
3	家族構成・同居状況等(本人を含む。) 人				
4	その他避難支援等で特に気を付けて欲しい事項				
5	家族または親族の緊急時の連絡先	氏名	登録者との係	住所	電話番号(携帯電話番号)

6	避難等を 手助けい ただく地 域協力者 の連絡先	氏 名	登録者との 関 係	住 所	電話番号(携帯電話番号)
		介護事業所等	担当者	住 所(事業所)	電話番号(事業所)
7	民生委員・児童委員	氏名		住所	電話番号(携帯電話番号)
8	自主防災組織名				
9	自治会名				
10	避難場所	①		②	
11	居宅から避難場所までの経路図				

別記様式第 4 号中「地域支援者」を「地域協力者」に、「民生委員児童委員」を「民生委員・児童委員」に改める。

別記様式第 5 号を次のように改める。

公 告

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

令和 5 年 7 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 7 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市高宮町字名古屋 1252 番 3	1,677.66 m ²	令和 5.7.20	951

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 7 月 31 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市野瀬町 312 番地 株式会社東野精機 代表取締役 福本 宜暁	彦根市野瀬町字中久保 251 番 14 彦根市野瀬町字下川原 332 番 3 の一部、362 番 2 の一部、363 番および 366 番	3,808.48 m ²	令和 5.7.31	962

水道事業告示

彦根市水道事業告示第 16 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 7 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	566
氏名または名称	松浦 恭介
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	恭建
上記事業所の所在地	草津市木川町 937 番地 3
指定年月日	令和 5 年 7 月 11 日